

## 建築基準法改正に伴う 確認申請図書の記載方法・添付図書について

2025 年 4 月から 4 号特例が変わり（建築基準法等の改正）木造建築物において、建築確認等の手続きが大幅に変更されます。

この改正により、これまで 4 号建築物と扱われていた規模の建築物でも、新 2 号建築物に該当する場合には、申請図書がこれまでより多く必要になります。



※ 旧 4 号建築物から新 2 号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表に記載することで、添付図書を省略できます。

### ■ 建築確認申請図書の記載方法・添付図書について

- ・ 確認申請図書の記載方法・添付図書については『確認申請・審査マニュアル』第 2 章(P20～)を参考にしてください。
- ・ 構造関係規定の解説は『確認申請・審査マニュアル』第 3 章(P78～)を参考にしてください。

### ■ 省エネ関連の図書の記載方法・作成例について

- ・ 仕様基準の適否についての確認は『木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック（4～7地域版）』を参考にしてください。
- ・ 仕様基準等を活用した場合の設計図書等への記載方法は『省エネ基準適合義務制度の解説』（P60～）、設計図書作成例は『省エネ基準適合義務制度の解説』（P97～）を参考にしてください。

『確認申請・審査マニュアル』（第三版）、『木造戸建住宅の仕様基準ガイドブック（4～7地域版）』及び『省エネ基準適合義務制度の解説』（第二版）については、以下のURLから閲覧できます。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html> (国土交通省 資料ライブラリー)

【問合せ先】 藤岡市 都市建設部 建築課 建築指導係

TEL: 0274-40-2827 FAX:0274-22-6444 Mail:kenchiku2@city.fujioka.gunma.jp